

令和2年度 中野区いじめ等対応支援特別委員会 会議録

- 1 日 時 令和3年1月20日（水） 14:30から16:50
- 2 会 場 中野区役所5階 教育委員会室
- 3 内 容 (1)開会
(2)教育委員会挨拶
(3)委員紹介
(4)委員長の選出
(5)職務代理者の選出
(6)議事
①令和2年度いじめの対応状況について
②令和2年度人権教育推進委員会の取組について
③(仮称)中野区いじめ防止等対策推進条例の制定に向けて
④いじめ発生事例の対応について *非公開
(7)閉会
- 4 出席者 (1)いじめ等対応支援特別委員会委員
出席委員（5名）
委員長 坂田 仰
職務代理者 鵜養 美昭
委員 大島やよい
吉益 麻里
牧野 晶哲
欠席委員（なし）
- (2)事務局
出席職員（6名）
教育委員会事務局次長 戸辺 眞
指導室長 宮崎 宏明
主任指導主事 所 水奈
統括指導主事 四宮 範明
指導主事 矢澤 理恵
教職員係主査 富士縄 篤
- 5 配布資料
資料1 令和2年度中野区いじめ等対応支援特別委員会委員名簿
資料2 中野区いじめ防止基本方針
資料3 中野区いじめ等対応支援特別委員会設置要綱
資料4 令和2年度いじめの対応状況について
資料5 令和2年度人権教育推進委員会資料（小学校事例）
資料6 (仮称)中野区いじめ防止等対策推進条例案に盛り込むべき主な事項について（令和2年12月2日子ども文教委員会資料）

6 会議録

- 所主任指導主事 ・皆様、こんにちは。
- ・開会に先立ちまして、まずは委員の皆様にご連絡を申し上げさせていただきます。連絡内容は2点ございます。
 - ・第1は資料の確認でございます。配布させていただきました資料は、資料1から資料6までの6点となります。不足等がございましたら、お声を上げていただければと思います。よろしいでしょうか。
 - ・それでは第2、本日の傍聴についてです。本委員会につきましては、区の教育委員会の傍聴規則に準じ、傍聴を受け付けることといたしております。
 - ・本日は2名の方の傍聴を受け付けておりますので、ご報告申し上げます。

(1)開会

- 所主任指導主事 ・それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和2年度中野区いじめ等対応支援特別委員会を開催いたします。
- ・本日、次第の第6の議事に入るまで司会を務めさせていただきます主任指導主事の所と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(2)教育委員会挨拶

- 所主任指導主事 ・始めに、教育委員会を代表いたしまして、教育委員会事務局次長よりご挨拶を申し上げます。
- 戸辺次長 ・こんにちは。
- ・冒頭、お集まりいただきました先生方につきましては、本特別委員会の委員をお引き受けいただきまして、心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。
 - ・本委員会につきましては、昨年3月に策定されました新しい中野区のいじめ防止基本方針、この中に位置付けられ、今年度から発足し、今、策定作業に入っております中野区いじめ等対策推進条例、この中でもしっかりと位置付けていく予定となっております。
 - ・本区のいじめに係る子どもの状況、それからいじめ等に向けた取組について、それぞれご専門のお立場から、ご指導・ご意見をいただくことで、いじめの防止等の対策を実効的に展開することを期待しているところでございます。
 - ・なお、本委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、世の中、リモートでやるということも非常に多くございます。本来であれば、この委員会についてもリモートということも考えましたが、古い庁舎でインターネット環境が非常に悪いということに加えて、今、全庁的にリモート対応について、ルー

ルづくりやどのような体制でどのようにするのかというのをとりまとめている状況でございます。次回、同じような状況であれば、リモートということで、会議の開催方法等も検討してまいりたいと思っております。

- ・そういったことで、日常的にも外出自粛が進む中、お出でいただいたことで本当に心苦しく思っておりますけれども、貴重なご意見、それから、お考えをお聞かせいただいて、今後の中野区のいじめ対策に少しでも反映できればと考えてございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(3) 委員紹介

所主任指導主事 ・次に、委員の紹介に移らせていただきます。先程の次長の挨拶にありました通り、本委員会は、資料2の中野区いじめ防止基本方針、こちらは昨年3月に改定させていただいたものですが、これに基づき、今年度新設された委員会でございます。今後、本委員会は、この3月に予定している中野区いじめ防止等対策推進条例制定に伴い、教育委員会の附属機関としての位置付けとなります。

- ・委員の皆様には、改めまして、教育長から委嘱させていただくこととなりますので、ご承知おきいただけたらと思います。よろしくようお願いいたします。
- ・それでは、本日が初めての委員会の開催でございますので、まずは委員の皆様のご紹介をさせていただきます。それでは資料1、委員名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、一言お言葉をいただきたいと思っております。

所主任指導主事 ・学識経験者といまして、日本女子大学教職教育開発センター教授 坂田 仰様です。

坂田委員 ・日本女子大学の坂田と申します。専門は教育法規で、教育裁判の研究を進めております。

- ・今回、学識経験者ということで委員に就任させていただきました。
- ・皆様の力を借りながら、できるだけ中野区のいじめがなくなるように頑張っていきたいと思っております。

所主任指導主事 ・弁護士の大島 やよい様です。

大島委員 ・私は、弁護士の業務を日夜やっております。中野区民としても随分長いこと区内に住んでおり、中野には愛着があります。また以前に、一時期、中野区の教育委員をやらせていただいた時期がありまして、そのときにはいろいろな学校を回って、子どもたちと触れ合うなど、貴重な経験をさせていただきました。

- ・中野の子どもたちが心安らかに、自分の力を伸ばしていけるようになったらいいなという思いをもっておりますので、微力ながらお手伝いさせていただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

所主任指導主事
鵜養委員

- ・心理を専門とされている日本女子大学 名誉教授 鵜養 美昭様です。
- ・私の専門は心理で、臨床心理士という資格で仕事をしております。
- ・我が国の公教育にスクールカウンセラー制度が1995年に導入されました。その際、東京で臨床心理士の紹介や配置、実務上のいろいろと難しい案件等がありましたときに、相談役等を務めさせていただき、この制度をつくっていくことをしてきました。
- ・中野区との縁というのは、学生時代に一時住んでいただけで、実際に教育委員会との付き合いというのは、今まではなかったんですが、この度、いじめ対応の件につきまして検討会をなさるということで、臨床心理の立場から、特に実際的な事例対応についての、意見も求められるというようなことで参加させていただくことになりました。よろしくお願いたします。

所主任指導主事
吉益委員

- ・医療の立場から、あしかりクリニック医師 吉益 麻里様です。
- ・専門は精神科の医師でございます。勤務しているクリニックは中野区にございまして、地域の認知症疾患センターでもあり、患者様以外にもご家族の方のお話等を聞きながら支えさせていただいております。
- ・今年度から中野区の小学校の巡回相談の医師もさせていただいております。
- ・本当に微力なのですが、学校の皆様への恩返しの気持ちもありまして、少しでも中野区の子どもたちのためにサポートさせていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

所主任指導主事
牧野委員

- ・最後に、福祉の立場から、白梅学園大学 准教授 牧野 晶哲様です。
- ・私の専門はスクールソーシャルワークと言われるもので、まだまだ社会的な認知も進んでいないところではあります。
- ・中野区でも、数年前からスクールソーシャルワーカーを導入させていただいて、つい先日、スーパーバイザーとして研修を担当させていただきました。
- ・私の対応している中で、スクールソーシャルワーカーが抱えてる子どもたちの問題の中にいじめがあります。その子たちへの支援は元より、学校に対する支援も必要であるとともに、充実していくことが求められます。
- ・いかに制度をよくつくったとしても、実践力が伴わなければ意味がないと思っております。子どもたちの育つ環境や学びの保障と言われるものを含めて、できることを精一杯頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

所主任指導主事

- ・なお、ここで、教育委員会事務局職員の紹介をさせていただきます。
- ・こちら側に座っている我々が事務局職員となります。
- ・改めまして、戸辺次長から自己紹介でお願いいたします。

- 戸辺次長 ・事務局次長の戸辺です。よろしくお願ひいたします。
- 宮崎指導室長 ・指導室長の宮崎です。よろしくお願ひいたします。
- 四宮織指導主事 ・統括指導主事の四宮です。よろしくお願ひいたします。
- 矢澤指導主事 ・指導主事の矢澤です。よろしくお願ひいたします。
- 富士縄主査 ・教職員係の富士縄と申します。よろしくお願ひいたします。
- 所主任指導主事 ・主任指導主事の所です。よろしくお願ひいたします。

(4) 委員長の選出

- 所主任指導主事 ・それでは、次第4、委員長の選出についてでございます。
 ・こちらは、資料3「中野区いじめ等対応支援特別委員会設置要綱」に示す通り、委員の互選により委員長を選出したいと思ひますが、いかがでしょうか。
- 鵜養委員 ・私が多分一番最年長だと思ひるので、本来ならば私が引き受けるべきであると思ひております。ただし、専門が心理で、細かい心の内面についての専門ということなので、こういう制度づくりや法律に関わることについては、これらのことに関して研究をしておられる坂田委員に取りまとめをしていただけるとありがたいと思ひております。いかがでしょうか。

<他の委員からの坂田委員を推す声あり>

- 所主任指導主事 ・委員の皆様からのご推薦がありました。坂田委員にお願ひしたいと思ひます。坂田委員、いかがでしょうか。
- 坂田委員 ・承知いたしました。
- 所主任指導主事 ・ありがとうございます。それでは皆様のご承認をいただきまして、中野区いじめ等対応支援特別委員会の委員長を坂田委員にお願ひいたします。
 ・議事に入る前ですが、委員長となりました坂田委員からご挨拶をいただきたいと思ひます。
- 坂田委員 ・今、いじめをはじめ、学校で子どもたちが悩んでいる問題がたくさんあると思ひます。これは全国の傾向でもあるし、東京都でも、中野区でも同じだと思ひております。
 ・私は、いじめ防止対策推進法ができて以来、東京都教育委員会の同様の附属機関において3期、6年、委員を務めさせていただきました。その経験も踏まえながら、中野区の状況を少しでも子どもたちにとってよいものになるよう、皆様のお力添えをいただきながら、議事を進めていきたいと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 所主任指導主事 ・ありがとうございます。

(5) 職務代理者の選出

- 所主任指導主事 ・次に、次第5、職務代理者の選出についてでございます。

- ・こちら資料3「中野区いじめ等対応支援特別委員会設置要綱」に則りますと、委員長が指名するとなっておりますが、委員長、いかがでしょうか。
- 坂田委員長 ・ここは、私を推薦された責任をとっていただきたいということで、最年長で、しかも、対応に当たっては、委員専門の心理の部分が非常に重要になってくると思いますので、鶴養委員にぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
- 鶴養委員 ・先程は、私が委員長を推薦する形になってしまったので、責任を取れと言われると致し方ないと思います。微力ですが、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 所主任指導主事 ・それでは、職務代理者は鶴養委員ということで、よろしくお願いいたします。

(6) 議事

- 所主任指導主事 ・次に、次第6、議事に移ります。
- ・これより先の議事につきましては、坂田委員長に司会・進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
- 坂田委員長 ・慣れないもので、いろいろ不手際があると思いますけれども、よろしくお願いいたします。
- ・それでは、次第に沿って順次進めていきたいと思います。
- ・まず事務局の方から資料についての説明をお願いいたします。

①令和2年のいじめの対応状況について

- 矢澤指導主事 ・議事の第1「令和2年度いじめの対応状況について」ご説明いたします。
- ・資料4をご覧ください。こちらの資料は、区立小中学校における、令和2年4月から7月末までのいじめの対応状況についてまとめたものです。例年、第1回調査の期間は6月末までとしていますが、本年度は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の期間を考慮し、1か月期間を延ばして実施しております。
- ・いじめの認知件数ですが、項目3「いじめの発生状況」に記載している通り、小学校325件、中学校19件となっております。認知された合計344件については、その後追跡調査も行っており、12月15日の時点で、小学校は、解決が312件。そのうち、解決から3か月の見守り期間を経て、解消となったのは205件、解消率は52%となっております。中学校は、解決が17件。うち解消が15件、解消率74%となっております。
- ・いじめの態様については、項目4にまとめています。
- ・小中学校とも、「①悪口」が一番多くなっています。この傾向は、昨年までと大きく変わるころはございません。

- ・今回の調査により、本年度の傾向として挙げられるのは、認知件数の大幅減です。
- ・主な要因としては、臨時休業及び分散登校により、調査期間中の登校日数又は学校滞在時間が、前年の対象期間の6割程度であったことが考えられます。このことを考えても中学校は若干少ない傾向にあるので、今後の傾向に注意が必要だと考えています。
- ・また、いじめの態様については、先程述べた通り、小中学校とも悪口が多くなっています。小学校の「①悪口」「③軽い暴力」は、特に低中学年に多い傾向となっております。認知件数の減少率について、あまり減少傾向にないと捉えられる態様が、小学校における「⑤SNSによる誹謗中傷」です。こちらは今後も注意して追っていく必要があると考えています。
- ・裏面をご覧ください。今回の調査結果を踏まえ、中野区教育委員会としては、項目毎に書かれた取組を行っていきたいと考えております。特に、(2)の③、子どもたちが自分に合った相談方法を選び、課題を解決していけるような指導を推進していきたいと思います。また、(3)の③、SNSの正しい使い方やマナーに関する指導を引き続き推進していきます。さらに、次の議事とも関連いたしますが、(3)の④新型コロナウイルス感染症等に対する差別や偏見の防止に向けた対応も進めてまいります。以上です。

坂田委員長 ・ただいまご説明いただきました点につきまして、ご質問等はございますか。

牧野委員 ・1点、とりあえずお伺いします。

- ・いじめの態様のところにあります「⑥金品を隠す・盗難」というのが、小学校でかなり多いのですが、これは学校内に何か金銭を持つてくる機会があるものなのではないでしょうか。具体的にどんなものが隠されたり、どのぐらいの被害額が出ていたりするのかを、分かる範囲で教えていただくとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

宮崎指導室長 ・これは、金品という書き方をしているから誤解もされやすいと思うのですが、ほとんどが文房具です。そのため、隣の金品をたかられるが0件なっています。

- ・多くが小学校低学年で、例えば、おしゃれな消しゴムを持っていたからちょっと自分の方に持ってきてしまったですとか、それからちょっといたずら心で、その文房具を隠してしまったとか、決して認められることではないですが、そういうことが大半です。

坂田委員長 ・ありがとうございます。関連してでも結構ですし、その他の事項でも構いませんが、委員の皆様、よろしくお願ひします。

大島委員 ・今、コロナ禍であるということとの関係で、新型コロナウイルス感染症に関わる差別や偏見についても、区として取組をするという

お話がございましたけれど、中野区ではどんな状況なのかということが率直に気がかりです。

宮崎指導室長

- ・ニュースを見ていますと、随分それでいじめを受けるといようなことも見たりします。分かる範囲でご説明をお願いします。
 - ・結論から申し上げますと、中野区では非常にその面では、そういう差別や偏見が起こらないように、各学校で努力してくださってると思っております。
 - ・中野区では、今年度の6月に学校が再開するときに、授業再開マニュアルというものを outs せていただいて、関連していろいろな通知等も入れさせていただきました。その中に、差別や偏見、そういうものに対する防止をしっかりと学校で行ってほしいということを、早くから明確にしておりました。
 - ・校長会などの機会をとらえては、繰り返し繰り返し学校に訴えたところ、学校の先生方には非常によく取り組んでいただいております。
 - ・例えば、中野区の小中学校でも感染者が判明するような状況が最近多くなっておりますが、こちらが言わなくても、学校の方でその発生を知らせる通知文の中に、人権に関わることや誹謗中傷を防ぐような働きかけをしてくださってます。
 - ・さらに、プリントを配るだけではなく、そういう子どもが再び登校するなどの場合は、先生たちが重点的に新型コロナウイルス感染症による差別やいじめを防止する内容をお話をしてくださってます。
 - ・先日もある小学校の校長先生が自らその学年の集会に出向いて、「1回かかったってことは、とっても強い体を手に入れたことなんだよ。この子はいわゆるスーパーマンで、ヒーローなんだ。」ということをやったら、逆に他の子どもが「ぼくもなりたい。」と言ったぐらいでした。
 - ・そのぐらい新型コロナによるいじめや差別などに注意をしていただいて、子どもたちに話していただいた結果、子ども同士では、そういういじめや差別については、我々も注意深く見ておりますけれど起こっていません。
 - ・今後はその背景にある保護者等へも繰り返し啓発していかなければいけないと思っておりますが、今のところは、学校において、それで差別された、いじめを受けたということは聞いておりません。
- 鵜養委員
- ・いじめの認知件数などの統計を拝見させていただいて、いじめに関わる心理的な側面について、いろいろと全国的な状況も聞き及んでいるので、そこからの知見を少しお話しさせていただこうと思います。
 - ・非常に大きな自治体ですと、教育委員会から学校への指導が行き渡らないようなところもあります。他の自治体批判をここでしようということではないのですが、中野区は、ある意味で人口がそれほ

- ど多くなくて、地域もあまり広くないというところで、今話していただいたような、教育委員会の指導が学校を通してかなり行き渡りやすい、そういう地理的な条件をもっているんだと思います。
- そういうことが、いじめ事象にどういうふうに影響を与えるのかということについて、私がいろんな全国の自治体の中で、いじめはどんなふうに起きてくるのかというようなことを見てきたところ、いじめというのは、加害のいじめをした子どもの方はじゃれていたとか遊んでいたとか、いつもやっているとか、よくこういうことを言うんですね。それで、実際のやりとりを身近なところで見ていると、子どもたちは人格が成長していくそのプロセスの中で、幼いとき、小学校低学年又は幼稚園くらいですと、人に関わりたい、対人関係をしっかりもちたいということを感じている子は、いろんな形で友達にちょっかいを出すんです。
 - そのちょっかいは、やられる側にとってみると、嫌なことをされるということになりますので、学校教育がここでどういう役割を果たすのかということが大事です。ちょっかいを出したくなるという気持ちの裏には、その相手と関わりたい、友達になりたいというような健全な気持ちがあるのであって、それならば誤解されないように、お付き合いしましょうね、暴力で付き合うのではなくて、言葉でちゃんと挨拶してから、関わることにしましょうというようなことを学校の先生方が繰り返し繰り返し子どもに対して関わってやっていく。
 - そういう指導を重ねますと、落ち着いた地域の中では、中学校でのいじめの件数が激減します。小学校低学年は相手と関わりたいから手を出したなどということがすごく多く、大体文房具を隠すとか、それで隠された子どもが困って担任の先生にいろいろと訴えたりとかいろんなことが起きてきたりするわけです。そういうことによって子どもは、自分自身が人に影響力を与えることができるのだという対人関係能力に関して、本人は肯定的にやってみたいに感じているのです。そのことが相手の気持ちにどう働きかけたことになるのかというと、学校の指導がしっかりできていると、低学年の時に多い金品を隠すとか、それから、ちょっと小突いて自分の方を向いてもらおうとするとか、それから、仲間外れにするということなどに対しては、やられた相手が「何でそういうことをするんだ。」と言って返してくれて、それで関わりがもてるようになります。
 - このような非常に幼い対人関係のやり方は、子どもがだんだん経験を積み、先生方からの指導も入ることによって、これはちゃんと挨拶すればいいんだなど考え、「こっちを向いてよ。」とか、「一緒に遊ぼうよ。」と言う形へと対人関係を成長させていくきっかけになります。

- ・このように、いじめの裏側には、健康な対人関係をもととする子どもの欲求があります。このことを見逃して、対人関係をもつなどというような形での指導になってはならず、そういう意味で教職員の先生方というのは、健康な対人関係を発達させるために、日常的にいろいろと心をくわいておられる。
- ・けれども、少し目を離すと、子どもたちは、ちょっかいを出してというようなことが出てきますから、いじめ事象へとエスカレートしてしまう。いじめとなる以前のところで、しっかりとした指導が求められているのです。
- ・そういう視点で中野区のこの統計を見直すと、小学校での認知件数がとても高くて、そこで人との関わりの仕方を覚えていった子どもたちは、中学になってまで幼いやり方はしなくなる。つまり、いじめをしないでちゃんと対人交流ができるようになっていくことをこの統計は表していると思います。
- ・なお、今は、新型コロナウイルス対応がありますので、そもそも人と関わるチャンスがなくなってきました。そういう意味では、コロナ禍の中、十分な対人交流の訓練ができなくなっていることも示唆されています。
- ・今後は、この対人交流をしっかりと保障しながら、そのやり方が、上手な大人の付き合い方に成長していくような形で、工夫して指導していくことがやはり大事になってきます。
- ・例えば、直接の対人交流ができないと、SNS等でちょっかいを出すというようなことに活路を見いだします。その中での指導は非常に難しいので、これは地域ぐるみの中で、SNSの扱いはどうすべきなのかとか、好ましくないようなサイトに誘導するような、そういうものから子どもをどう守っていくかなど、かなり大きな課題があると思っています。
- ・一番言いたいのは、小学校で件数が多いけれども、中学校になってそれが収まってきているように見えるというのは、子どもたちの対人交流が成長している証であると、心理の立場としては思うということです。以上です。

坂田委員長 ・ありがとうございました。ご質問というよりは、分析を行っていただいたように理解しますので、事務局からのお答えは必要ないですね。

鵜養委員 ・はい。大丈夫です。

坂田委員長 ・その他何かございましたら、また後で全体を通してという時間もありますので、質問等がないようでしたら、次の議題の方に進ませてもらいたいと思います。

②令和2年度人権教育推進委員会の取組について

坂田委員長 ・それでは、議事の第2に進めたいと思います。

- 矢澤指導主事
- ・中野区人権教育推進委員会は、毎年度、指導室の委嘱委員会の位置付けで設置されているものです。区として、重点を置く人権課題を設定し、モデル授業等を公開しています。昨年度は人権課題「子ども」を取り上げ、自己肯定感や自己有用感の育成に取り組みました。
 - ・令和2年度は、先程の報告にもあった新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別意識の解消について、モデル授業を実施しましたので、ご紹介いたします。
 - ・資料の5をご覧ください。本授業は、11月下旬に小学校6年生の学級活動として実施しました。「7 本時の指導」にあるように、ねらいを「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくすための行動について話し合い、自分にできることを考える」とし、授業で考えて終わりではなく、その後の行動に生かせるような取組になるよう、この委員会で検討を重ね、実施しました。
 - ・授業は導入で、新型コロナウイルス感染症に関する実態調査結果を使うことにより、児童が身近な問題として考える必要性を感じられるようにしました。その後、差別や偏見の原因について話し合い、差別や偏見をなくすための解決方法の検討、そして、自分にできることの決定といった流れで進めました。
 - ・当日の授業では、児童一人ひとりが、それまでに保健の授業等で学んだ知識に基づいて考え、意見を述べ合う姿が見られました。また、自分のこれから行う行動について宣言をさせたことにより、新型コロナウイルス感染症だけではなく、それ以外の差別や偏見にも注目して考える児童もいました。
 - ・この授業後の成果として、児童が普段の生活から現状に気を付けようとする姿が見られたり、医療従事者だけでなく、自分たちの生活のために頑張ってくれている方々の存在にも気付き、感謝の気持ちを伝える手段を考える児童が現れたということです。
 - ・課題としては、マスクや手洗い、うがいといった感染防止のための、自分自身の行動の考察に終始した児童もいたので、差別や偏見がすぐ身の回りで起きるという自分事として考えられるように落とし込む工夫が必要であったとしています。以上です。
- 坂田委員長
- ・ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等がございましたら、よろしくお願いたします。
- 大島委員
- ・学校でこのような取組や議論を行い、児童一人ひとりが自分の行動と関連付けて考える機会を設けることはすごくいいことだと思います。
 - ・しかし、世の中全体の状況を見ますと、例えば、マスクをしないで飛行機に乗ったとか、受験の時にマスクをちゃんとしろと注意されたのにしなかったとか、あと、鼻出しマスクと言って鼻を出している人が随分と町の中にいるようです。そういう敢えて逆らうようなことをしたがるような人がいるのを見ますと、本当に難しい

ことなんだなと実感しています。

- 一方では、みんなが一律にマスクをしろということに対して、私も初めの頃は、随分世の中の同調圧力というものを怖いなと思った時期もありましたが、今はそんなことは言っていられないという気持ちになっています。新型コロナウイルスに対して、どう自分は向き合うのかということ、いろいろ人それぞれの価値観もあり、本当に難しいことだと思っています。
 - そんな中、学校でこの難しいことに対して、子どもたち一人ひとりが自分の考えで適当にやりなさいというようなことでは、やはり教育にならないので、特にこういう人への差別や偏見をしないようにするという取組というのは、本当に大事だと思っています。
- 鵜養委員
- 70年も生きてきますと、隔世の感があります。
 - 私は、終戦後、子どもの数が多いときの子どもでした。その頃は60人学級で、それも午前午後の二部制で授業を受けた人間です。
 - その頃は、静かに座らせることだけでもう先生方はいっぱいいっぱいだったと思います。注意をするときにも、私はよくチョークを投げつけられて、上手な先生は必ず眉間に当てるんですね。大量生産方式の教育ですから、そういうところでは、学習の秩序を守らせる。つまり、静かにしろ、今はこういうことをやってるんだから、お前ら頑張って勉強しろというようなことを言われてきた感が非常に強いです。終戦後の混乱期ですから、致し方なかったとは思いますが、ものを習う学校に行くというのは、先生に支配されることであって、先生が言ってることを守らなきゃいけないと押し付けられているという気分になる人が少なくなかったと思います。
 - 一方、今のご報告を伺っていて、今は子どもたちが自分で考えて、その時に自分はどうしたいか、自分の内面からの内発的動機付けを促進するという指導になっています。
 - 自分が進んで考える。そのための材料を先生方が用意してくれて、その材料に触れ、子どもたちが自分の考えをもつ。そうすると子どもたちは、いろんな考えや意見を言うことが増えてくる。そういう中で、あの子はそういうふうに考えてそういうふうにしようと思ってるんだと、仲間たちがどのように考えているのかを学びます。
 - 同調圧力と解説してしまう学説や理論もあるのですが、無理やり押し付けているのではなく、いろんな仲間の意見を聞いて、じゃあ自分はどうするのかということを考えながら、それを発表して意識化していく。自分自身の主体性を培っていくような教育を、今心がけておられるんだなと思います。
 - それでもまだ1学級の定数が多すぎるので、定数を減らすという案が出ています。人数が少なくなってくると、子ども同士がいろいろと意見を言い合って、いろんなことを考えることができるような

授業が、今後可能になるのではないかと思います。

- ・私としては、自分の小学生時代を考えると隔世の感があるなど思っています。また勝手な感想を言いましたけれども、以上です。

- 坂田委員長
- ・お二方の委員から学校教育の方向性、或いは手法等、その他いろいろ貴重なご意見をいただきました。
 - ・時間の関係もありますので、次の議題に入りたいと思います。また、こちらの人権推進委員会による事業計画、事業実施について、ご質問がありましたら、後程の質疑の際に、おっしゃっていただければと思っております。

③（仮称）中野区いじめ防止等対策推進条例の制定に向けて

- 坂田委員長
- ・それでは、議事の第3の方に入りたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

- 所主任指導主事
- ・本区では、これまでも平成20年に中野区いじめ総合対策、平成26年には中野区いじめ防止基本方針等を策定し、中野区のいじめの防止等に取り組んできたところです。
 - ・一方、現在の子どもたちを取り巻く環境につきましては、いじめ問題が複雑化・多様化している状況であり、学校とより一体となっていじめの防止等に取り組むことが求められています。これらを踏まえ、昨年3月、従来の中野区いじめ防止基本方針を改定いたしました。これが本日配付させていただいております資料2でございます。
 - ・更に、この3月には、中野区いじめ防止等対策推進条例の制定を予定しております。これは、区といたしまして、いじめの防止等のための対策を、保護者、地域、関係機関等を含めて、中野区全体で取り組んでいくことを、区内外に広く周知し、一層実効的に行うためです。つまり、区民の皆様方、住民の皆様方と一丸となって子どもを見守る、関係機関との連携をより強化にしていくということを目指して進めていくということでございます。
 - ・それでは資料6をご覧ください。「(仮称)中野区いじめ防止等対策推進条例案に盛り込むべき主な事項について」、こちらがその資料になります。
 - ・本条例には、冒頭ページの中央「3 いじめ防止等条例案に盛り込むべき主な事項」のとおり、いじめや児童等の定義、基本理念、そして区教育委員会、学校及び学校の教職員等の責務など7項目程度について規定する予定です。
 - ・基本理念については、本資料の別添2、1ページ目の中央「2 基本理念」に記載しています。
 - ・特に、(2)「いじめが児童等を取り巻く社会全体の問題であること。そして、いじめを生まない、いじめを許さない、いじめを放置しないとの意識を高め、区民や関係機関が主体性をもって取り組めるようにすること。」

- また、(5)「いじめ等が、児童等が、いじめの防止等のために、主体的に行動できるよう、児童等のいじめ問題に対しての理解を深めること。」

このあたりのことを区として重視し、本条例の基本理念に入れさせていただいているところです。

- また、本条例では、いじめの防止等のための組織の明確な位置付けもいたします。具体的には、先程の別添2の3ページ「5 いじめの防止等のための対策を実効的に行うための組織等」に記載しております「(仮称)中野区いじめ問題対策連絡協議会」と「(仮称)中野区教育委員会いじめ問題対策委員会」でございます。
 - 連絡協議会は「いじめの防止等に関係する機関や団体との連携を図っていく組織」、そして、対策委員会は「教育委員会の附属機関であり、有識者による組織」です。この対策委員会は、いじめの防止等のための取組について意見を述べ、より実効的に実施できるようにするためのものです。何度も申し上げておりますが、本条例制定後に、本特別委員会がこの対策委員会となります。
 - 更に、重大事態の対処等のための調査を行う二つの組織についても定めています。教育委員会においては、先程の対策委員会が調査を行うということになります。また、区長が必要に応じて調査を行わせる組織として、「(仮称)中野区いじめ問題再調査委員会」についても定めます。
 - なお、条例制定に向けては、11月に意見交換会を3回実施いたしました。資料6の冒頭のページにお戻りいただけたらと思います。
 - 意見交換会には延19人の方のご参加をいただきました。質疑、意見等は、資料6の別添1の通りでございます。いろいろな意見をお寄せいただき、「いじめが許されない行為であることを区民等へしっかりと周知してほしい。」や「何がいじめかについて明確に示してほしい。」「多様な個人の存在を尊重していくことを基本理念に入れてほしい。」など、様々なご意見やご要望等をいただいたところでございます。
 - パブリックコメント手続きにつきましても、12月21日(日)から1月12日(火)の期間に実施したところです。こちらにつきましては、教育委員会、そして、常任委員会等でご報告していく予定でございます。
 - 今後は、この3月の議会、第1回定例会に向けて、制定についての対応をしてまいります。私からの説明は以上になります。
- 坂田委員長
- ありがとうございます。本委員会とも関係してくるところです。
 - (仮称)中野区いじめ防止等対策推進条例の制定に向けて、内容についてご報告をいただきました。皆様方から忌憚のないご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

- 牧野委員
- ・こちらの条例案に盛り込むべき事項に、区民の協力等も得ながらいじめ防止対策を進めていくということを掲げられているのですが、具体的な仕掛けとしてはどのようなものを考えているのかをお聞かせください。
 - ・例えば、コミュニティ・スクールについてです。コミュニティ・スクールは全国的に広がっていますが、中野区ではどのぐらいコミュニティ・スクールが設置されているのでしょうか。「いじめ等に対して、コミュニティ・スクールとして、どのように関わり、取り組んでいくのかについて検討する。」などのような仕掛けを用いるつもりなのかを少し教えていただければありがたいと思います。
- 宮崎指導室長
- ・現在、中野区にはまだコミュニティ・スクールは1校もございません。ただし、今後、文部科学省の方針もございますので、その設置に向けて検討を重ねているところでございます。
 - ・今、ご指摘ございました通りに、そういう中で、様々な学校の課題については、話し合いや解決に向けて具体的な連携を図っていくべきものと思っておりますが、現在、コミュニティ・スクールとしては、やっております。
 - ・いじめ防止対策推進法等にも関わってくる話ですが、学校の中には、いじめ問題の校内委員会をつくり、教員間で恒常的・定期的に話し合うものもあれば、例えば、地域や学校の関係者を招いて実施していくようなものも開くことが示されています。このことは学校にも強く訴えているところで、毎週というわけにはいきませんが、学校の実態に応じて開催していただいているところです。
 - ・さらに、場合によっては、学校評議員会や評価委員会の中で、いじめの問題等について意見を伺うなどのことも行っていただいております。
 - ・これらのこととは別に、区では、いじめ問題についての研修会を毎年度開いており、年間2回開催しています。そのうちの1回目は教員対象で実施し、2回目は、保護者も招いて一緒に研修会を受けるものとして設けております。コロナ禍がなければ、例年、夏の終わり頃に開催し、いじめ問題に詳しい弁護士の方等を講師としてお招きし、そこで理解を深めるようなことも行ってございます。
- 牧野委員
- ・保護者だけではなく、様々な一般の区民の方々もご参加いただいたり、学校ごとの取組が可視化されて見ていただけたりすることがすごく大切だと思います。
 - ・コミュニティ・スクールの件も含めて、ぜひご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。
- 大島委員
- ・これまでも、いじめの防止等に向けての取組については、いろいろなことを中野区でもやってきたと思いますが、条例をつくることについて、どうしてそういうことになったのかという経緯や制

定する必然性、条例ができる前と後とで、ねらっているものや効果、違いがあるのかというあたりを教えてくださいたいと思います。

宮崎指導室長

- ・先程、冒頭に事務局の担当からも少し触れさせていただきましたが、中野区におきましても、いじめの防止等については、様々な取組を教育委員会を挙げて、迅速に行ってきたところであります。
- ・ただし、世の中の様々な背景が非常に複雑化、そして価値観も多様化してくる中で、これはいじめ問題だけではありませんが、様々な学校問題が学校だけでは解決できない状況になっているということを感じております。
- ・いじめ問題を一つとっても非常に複雑であり、さらに、SNSの登場で、非常にそれが見えにくく、分かりにくくなりました。学校だけ、保護者だけ、地域だけではなく、関係する、場合によっては携帯電話会社や通信会社などいろいろなところが連携していかなければ解決できないということを感じております。
- ・そのような状況の中で、特に、社会的な課題としていじめを捉え、区として強く打ち出したいというねらいがございました。さらには、やはり区において様々な経緯がある中で、いじめによる深刻な事態は絶対に招いてはいけないという強い決意がございました。
- ・そのような我々の決意を条例化することによって、区の内外に広く訴えていく。ある意味では公約になると思うのですが、条例化することによって、我々も手綱を締めていきますし、それから、区民の皆様にも協力を求めていく、そのような大きな役割がやはり条例化であると思います。ただ単に基本理念や基本方針を示すのみで済ませるのではない。条例化していくということは、大きな問題、意味合いがあると思っております。
- ・条例があろうとなかろうと、いじめにより本当に深刻なことを起こしてはならないということは同じです。しかし、やはり、条例化することをきっかけとして、学校や子ども自身、それを取り巻く大人たちが、このいじめ問題に向かって、もう一度考えていただきたいと思っております、このことが効果であると考えてございます。

坂田委員長

- ・その他、いかがでしょうか。
- ・今のことと関連して、私から一言お願いしたい点があります。
- ・基本方針を改定し、条例を制定することで、もう一度いじめに対する取組を見直す契機とする。このことについては大賛成です。
- ・一方で、その後の具体的な方策として、少なくともこの条例が制定されたその内容や基本方針などがどのように変わったのかということ、学校現場に下ろさなければいけません。これは通知を1本出せばそれで解決するという問題ではなくて、それぞれの内容を先生方に理解してもらわないと、「契機」にはならないと思います。そこをどのようにするのかという具体策がもしあれば

お聞かせいただきたい。ないのであれば、そこをやらないと、基本方針の文言を変えた意味、条例にした意味がないと私は考えます。そこをお聞かせいただければと思います。

宮崎指導室長

- ・今、直接的にすぐ考えてございますのは、分かりやすく解説したリーフレットを、例えば教員向け、保護者向けに作成し、それを配っていきたくて考えています。学習指導要領が変わると分かりやすいリーフレット等が出されますが、そのようなことをまず行い、加えて、区報や区のホームページ等を活用して基本理念などを周知していきたくて思います。
- ・ただし、それを配っただけでは読み捨てられてしまったり、気付かなかつたりすることがございますので、教員に対しては、様々な研修の機会を活用してまいります。例えば、若手研修の中に、いじめの条例や基本方針等についての講座を盛り込むなど、若手教員自身が勉強するというカリキュラムを入れていきます。また、中堅教諭等資質向上研修や生活指導主任会にも取り入れていくことが考えられます。さらに、先程申し上げました教員や保護者や地域の方を巻き込んで行うようないじめ問題の研修会の中で周知するような機会を、現行制度の中ですぐにできるものとして考えてございます。
- ・今後もいろいろなご意見いただきながら、周知、それから啓発する機会をもってまいりたいと思っております。

鵜養委員

- ・区の方針として、どういうことをしようと思ってるかということ、大変よく分かったのですが、一方で、今は育ちつつある子どもたちについては、学校教育の中で主体的に自分で考えて自己決定していくということが非常にはっきり打ち出されていて、随分教育が変わったなと思えました。
- ・一方、この条例が制定され、基本的な考え方については、大人たちにも、共有してもらわなければなりません。そうすると、区民一人ひとりが、しっかりこのことについて、我が事として考えられるような、そういう、仕掛けが必要になってくると思います。
- ・そういう意味では、他の委員から話があったコミュニテイ・スクール、そういう区民自身が考えることができる取組というのを、明日からにも行っていかないといけないと思うわけです。
- ・この点に関しては、この国の国民は、結構自発的にマスクもしますし、時々とんでもない人いますけれども、やはりコロナが怖いし、守りたいものはしっかりやるというあたりのことは、結構大人たちもちゃんと考えています。そのところで、上から上意下達ではなく、区民一人ひとりがいじめを防止しなければならない、いじめというのは人権をしっかり守ることに繋がるんだというような取組を実施することが必要であると考えます。

- ・このことは、すぐに返事をしていただかなくてもいいのですが、やはりコミュニティ・スクールやいじめ問題に対して区民がそれぞれ考えている意見を表明するような機会をどのように保障していけるのかが結構肝になってくると思います。
 - ・傍聴の方には大変失礼な言い方になりますけれども、今日、この会議の前に、傍聴者がいるのだということを聞いたときには、私はかなり期待して、どんなに広い部屋でやるのだろうと思っていたら、お二人でした。お二人の方が参加してくださって本当に感謝しているわけですが、ここに、区民全員がと言わないけれども、もう少し人が集まってもいいのではないかと思いました。
 - ・最前報告がありましたいじめの条例についての意見交換会も19人。中野の人口を考えると、少し少ない感じがしてしまいます。
 - ・そういう意味では、区民が主体的に関われるような仕掛けを作ることについては、今後も大事なことと感じております。
- 坂田委員長
- ・非常に重いご意見をいただきました。児童・生徒にどう伝えていくか、それから教職員、そして一般の中野区の区民の皆様、それぞれに対して周知・啓発する仕組みづくりというものを真剣にやっていただきたいと思います。そうでないと、基本方針はできたけれど、条例は制定されたけれど、それがなかなか浸透しないんじゃないかというところに帰着していくと思います。
 - ・今、事務局からも、それから、お二人の委員からもいろんな仕組みについてのご意見が出ましたので、ぜひできる範囲でいろいろと検討していただきたいと思います。

④いじめ発生事例の対応について *非公開

- 坂田委員長
- ・それでは、次の議題に入らせていただいてもよろしいでしょうか。
 - ・次の議題は、いじめ発生事例の対応についてとなっておりますが、こちらはケーススタディということでしょうか。個人情報を取り扱う内容ということになるのでしょうか。
- 所主任指導主事
- ・個人情報を取り扱う内容となります。
- 坂田委員長
- ・分かりました。個人情報保護の観点から、本委員会の設置要綱第7条第3項に基づき、会議を非公開で行うという形にさせていただきたいと思います。委員の皆様、そういう形で進めさせていただくということでもよろしいでしょうか。それではこれより非公開とさせていただきます。
 - ・申し訳ありませんが、傍聴されている方は退室してくださるようお願い申し上げます。

<傍聴者退室後、いじめの発生事例の対応について検討>

(7) 閉会

- 坂田委員長
- ・ありがとうございました。本日の議事はすべて終了いたしました。
 - ・事務局の方から連絡事項等ありましたらお願いいたします。
 - ・令和3年度につきましては、条例制定に伴いまして、本委員会が附属機関となります。委員の皆様には、附属機関となった後も継続して委員として委嘱をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今後もいろいろと教えていただけたらと思います。
 - ・なお、令和3年度の第1回ですが、新型コロナウイルス感染症の状況がどうなるのか分からないのですが、第1回の委員会は、6月から7月頃に開催させていただこうと思っております。委員の皆様においては、次年度のスケジュールもまだ決まっていないと思っておりますので、次年度早々に、日程調整につきまして、ご連絡をさせていただこうと思っております。
 - ・事務局からは以上になります。
 - ・以上をもちまして、令和2年度中野区いじめ等対応支援特別委員会
- 所主任指導主事
- 坂田委員長
- を閉会します。ありがとうございました。